二　勝馬投票の利便性の向上又は公正性の確保に資するための調査研究又は施設の整備に必要な業務
三　競馬に関する資料の保存その他の馬及び競馬に対する理解の増進を適切かつ効果的に図るために必要な業務
四　中央競馬の競走に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者の能力の向上、労働環境の改善又は福利厚生の増進を図るために必要な業務
五　馬の生産、育成、調教若しくは飼養管理若しくは馬に係る獣医療に関する技術の向上又はその成果の普及に必要な業務
六　馬術競技の振興又は馬との触れ合いの機会の提供を図るために必要な業務
七　競走の能力に優れた軽種馬の生産又は育成を助長することを目的として軽種馬の生産又は育成を行う者の経営の強化を図るために必要な業務
八　我が国の特色ある馬の保存及び活用又は馬に係る伝統的な風俗慣習の保存に必要な業務
九　競馬の健全な発展を図るために行う地方競馬の実施に必要な施設及び設備の整備に必要な業務
十　競馬の国際化に必要な業務

第十一条を第十五条とする。

第十条第二号中「競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第七条に規定する」を削り、「種類」の下に「（競馬法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。以下同じ。）」を、「含む」の下に「。次項第一号において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　競馬会は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売したときは、四半期ごとに、当該四半期の末日から十五日以内に、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　各競走における勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の発売金額、競馬法第十二条第六項の規定による返還金額、同法第八条第一項の規定による売得金額、同項から同条第三項まで又は同法第九条第二項の規定による払戻金額、収得金額及び同法第十条第二項の規定による端数切捨金額
二　前項第三号及び第四号に掲げる事項

第十条を第十四条とする。

第九条の見出し中「開催」を「実施」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項各号」を「第一項各号」に改め、「事項」の下に「又は前項に規定する事項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　競馬会は、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第六条第四項の認可を受けて海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、当該勝馬投票券の発売の二十日前までに、当該競走についての勝馬投票の実施に係る海外競走勝馬投票執務委員の氏名を農林水産大臣に届け出なければならない。

第九条を第十三条とし、第八条の四を第十二条とし、第八条の三を第十一条とし、第八条の二を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（国庫納付金の納付期限）

第九条　日本中央競馬会法施行令（昭和二十九年政令第二百五十八号）第四条第一項の農林水産省令で定める期間は、毎年、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間（以下「四半期」という。）とする。

附　則

この省令は、競馬法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中競馬法施行規則目次の改正規定、同令本則に二条を加える改正規定並びに同令別記様式第一号及び第二号の改正規定は、平成二十七年十月一日から施行する。